

● 後期高齢者医療制度のお知らせ ● ～保険料率の見直しについて～

保険料率が変わりました

被保険者のみなさまにお支払いいただく保険料は、2年毎に保険料率を見直すこととなっています。平成24・25年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

● 均等割 (被保険者が等しく負担)	平成22・23年度 年額 44,192円	⇒	平成24・25年度 47,709円 (3,517円増)
● 所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成22・23年度 10.28%	⇒	平成24・25年度 10.61% (0.33ポイント増)
● 賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成22・23年度 50万円	⇒	平成24・25年度 55万円 (5万円増)

◆ 保険料の計算方法 (平成24年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 47,709円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成23年中の所得 - 33万円) × 10.61%	=	1年間の保険料 (100円未満切捨て)
-------------------------------------------	---	---------------------------------------------------------------	---	-------------------------------

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料の軽減について

次の①～③に該当する被保険者の方は保険料が軽減されます。(軽減の内容は、平成23年度までと変更ありません)

① 均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	⇒	平成24年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円(年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	⇒	4,770円	約300円増
33万円	8.5割軽減	⇒	7,156円	約500円増
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減	⇒	23,854円	約1,800円増
33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	⇒	38,167円	約2,800円増

●軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定し、被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険(主にサラリーマンの方が加入している健康保険)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

年間保険料額の例

● 単身世帯(世帯主)の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成24年度	前年度比
80万円	9割	—	4,700円	300円増
153万円	8.5割	—	7,100円	500円増
168万円	8.5割	5割	15,100円	800円増
180万円	2割	5割	52,400円	3,200円増
211万円	—	5割	78,400円	4,400円増
250万円	—	—	150,600円	6,700円増

● 夫婦2人世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成24年度	前年度比
80万円	夫	9割	—	4,700円	300円増
	妻	9割	—		
153万円	夫	8.5割	—	7,100円	500円増
	妻	8.5割	—		
168万円	夫	8.5割	5割	15,100円	800円増
	妻	8.5割	—		
180万円	夫	5割	5割	38,100円	2,200円増
	妻	5割	—		
211万円	夫	2割	5割	68,900円	3,800円増
	妻	2割	—		
250万円	夫	—	—	150,600円	6,700円増
	妻	—	—		

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
電話 011-290-5601

町民健康課 町民窓口グループ
電話 2-2453